

情報交流制度要綱

一般社団法人日本雇用環境整備機構

平成22年8月2日制定

平成23年12月29日改訂

平成26年6月23日改訂

第1章 総則

(目的)

第1条 育児者・障がい者・エイジレス等の対象者の雇用促進のための支援を目的に、対象者への各種研修及び講習会を行うとともに、雇用者並びに使用者への育児者・障がい者・エイジレス等の対象者の公平な雇用機会促進のための意識啓発と適正な雇用及びその環境整備に向けての普及啓発並びに適正な雇用のための専門知識を有する管理者の育成・養成に関する知識及び技術の普及促進を図るため、本機構に情報交流制度を創設し、必要な事項をこの規程に定める。

(情報交流制度の設置)

第2条 情報交流制度として、法人加盟員、個人加盟員を設ける。

第2章 情報交流制度

(情報交流制度)

第3条 本機構の目的を賛助し、知識及び技術に関する情報を収集することを希望する法人及び団体又は個人は情報交流制度に申し込むことができる。

(情報交流制度の種別、対象及び特典)

第4条 情報交流制度の種別、対象及び特典は以下のとおりとする。

(1) 法人加盟員

対象は、原則として本機構の目的を賛助するために加盟した法人及び団体とする。

特典は、出版物の割引、催し参加料の割引、雇用環境整備事業者認定、臨時情報の提供、その他本機構の雇用促進を目的に行う事業及び情報等とする。

①第一種加盟員 国及び市町村、または独立行政法人等と判断される本機構の目的に賛同して入会した行政庁等

②第二種加盟員 一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、特定非営利法人等と判断される本機構の目的に賛同して入会した公益性を有する団体等

③第三種加盟員 常勤役員または従業員を1名以上有する株式会社及び有限会社並びに特別会員以外の法人又は団体で、本機構の目的に賛同して入会した法人等

- ②第四種加盟員 常勤役員または従業員を1名以上有する株式会社及び有限会社並びに特別会員以外の団体で、厚生労働大臣認可有料職業紹介事業許可証又は厚生労働大臣認可一般労働者派遣事業許可証を有する法人で本機構の目的に賛同して入会した法人等
- ③第五種加盟員 本機構の目的に賛同して入会した個人事業主

但し、法人及び団体等にあつては、登記を異にする支店等はこれに含まないものとし、支店等の単位での入会を妨げないものとする。

(2) 個人加盟員

対象は、本機構の事業を賛助するために加盟した個人とする。

特典は、出版物の割引、催し参加料の割引、育児・障がい・エイジレス対象者の適正な雇用環境・採用基準を有する求人雇用主への情報提供と就業促進補助、採用に係る相談業務、雇用環境整備士資格者への単位評価及び公表公開、その他本機構の雇用促進を目的に行う事業及び情報等とする。

第3章 情報交流費用

(費用)

第5条 情報交流制度の種別によりそれぞれ次の費用を1年分前納するものとし、既納の費用は返戻しないものとする。但し、初年度のみ6カ月を超える3月31日までを前納するものとする。

(1) 法人加盟員

- 第一種加盟員 費用負担なし
- 第二種加盟員 費用負担なし
- 第三種加盟員 月額：1口につき1,500円で1口以上
- 第四種加盟員 月額：1口につき4,000円で1口以上
- 第五種加盟員 月額：1口につき1,500円で1口以上

(2) 個人加盟員 月額：1口につき300円で1口以上

第4章 申込方法等

(申込の方法)

第6条 情報交流制度へ申し込みを希望する法人、団体又は個人は、所定の申込書に、加盟金及び費用（年額）を添えて申し込みをする。申込書を受領した場合、本機構は受付書を申込者宛て送付するものとする。加盟に際しての加盟費用は以下の通りとする。

- (1) 第一種加盟員 加盟に係る費用負担なし
- (2) 第二種加盟員 5,000円
- (3) 第三種加盟員 10,000円
- (4) 第四種加盟員 10,000円
- (5) 第五種加盟員 10,000円
- (6) 個人加盟員 加盟に係る費用負担なし

(脱退・除名)

第7条 情報交流制度から脱退を希望する場合は、本機構に文書によりその旨申し出ることとし、本機構が受領した時点で脱退したものとする。脱退及び除名による場合、既納の費用の返戻しは行わない。

2 所定の期日を6ヶ月過ぎても費用の納入がない場合は、脱退したものと見なす。

3 本制度の趣旨に違反し、又は著しく公益を損ねる者にあつては、制度から除名することができるものとする。

第6章 その他

(雑則)

第8条 本規程に定めのない事項については、理事長が定める。

2 平成23年3月31日までに加盟した加盟員については当該年度の費用は免除するものとする。

別表

法人加盟員

加盟員種別	加盟金	月費用
第一種加盟員 対象：行政庁（独立行政法人を含む）	無	無
第二種加盟員 対象：財団法人・社団法人・公益性を有する団体 （一般法人・公益法人・特定非営利法人を含む）	5,000 円	無
第三種加盟員 対象：法人	10,000 円	1,500 円
第四種加盟員 対象：厚生労働大臣認可有料職業紹介事業許可証又は 厚生労働大臣認可一般労働者派遣事業許可証 を有する法人	10,000 円	4,000 円
第五種加盟員 対象：個人事業主	10,000 円	1,500 円

注) 費用は6カ月を超える3月31日までを前納とし、必ず1口以上で申し込む

(特典)

出版物の割引、催し参加料の割引、育児・障がい・エイジレス対象者の適正な雇用環境・採用基準を有する求人雇用主への情報提供と就業促進補助、求職に係る相談業務、育児・障がい・エイジレス対象者の就業促進のためのマッチングWEBサイトの利用、e-ラーニングPC研修システムの使用、全国ハローワーク新着案件リストの配布、雇用環境整備事業者認定及び公表・公開・管理等

※e-ラーニングPC研修システムは加盟員法人に所属する全ての職員への使用を許可します。

個人加盟員

情報交流制度	特典
個人加盟員 対 象：個人 加盟金：無 費用（非課税）：月額300円 ※現在ご就業中の方も就職活動中の方も、 どなたでも加盟することができます。	出版物の割引、催し参加料の割引、育児・障がい・エイジレス対象者の適正な雇用環境・採用基準を有する求人雇用主への情報提供と就業促進補助、求職に係る相談業務、育児・障がい・エイジレス対象者の就業促進のためのマッチングWEBサイトの利用、e-ラーニングPC研修システムの使用、全国ハローワーク新着案件リストの配布、雇用環境整備士資格者単位評価、雇用環境整備士資格者の公表・公開・管理等

注) 費用は6カ月を超える3月31日までを前納とし、必ず1口以上で申し込む